

午前1時30分休憩

午前1時42分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 日程第8 議案第30号 平成13年度藤岡市一般会計予算
議案第31号 平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第32号 平成13年度藤岡市老人保健特別会計予算
議案第33号 平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算
議案第34号 平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第35号 平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計予算
議案第36号 平成13年度藤岡市下水道事業特別会計予算
議案第37号 平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
議案第38号 平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計予算
議案第39号 平成13年度藤岡市水道事業会計予算

議長（中村菊雄君） 日程第8、議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算、議案第31号平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第32号平成13年度藤岡市老人保健特別会計予算、議案第33号平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、議案第34号平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第35号平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、議案第36号平成13年度藤岡市下水道事業特別会計予算、議案第37号平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第38号平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計予算、議案第39号平成13年度藤岡市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） ただいま上程されました平成13年度藤岡市予算についてご説明申し上げます。

最近の我が国の経済は、さまざまな政策の効果に加え、欧米・アジア経済の景気の拡大などの影響で、企業部門を中心に緩やかな改善が続いています。一方、依然として雇用情勢は厳しく、個人消費もおおむね横ばいの状況にある中、本年の政府予算では、経済再生

へ向けて景気の下支えを継続しながら、経済の自律的回復と実質経済成長率1.7%の達成を目指すものとなっています。ですが、歳入全体に占める税収は伸び悩み、苦しい財政状態は依然変わっておりません。長期的には、少子高齢化社会との調和という難題を克服し、財政構造改革をなし遂げなければならないところではありますが、今は自律的な景気回復の実現と時代を先取りした経済構造改革を推進し、IT革命の実現等による経済成長の実現を掲げています。

藤岡市においても税収は、法人市民税・固定資産税では増収が見込まれますが、個人市民税は恒久的減税により税収不足の傾向は依然として続いておるところであり、このような厳しい財政状況の中、事務の簡素化・経費削減など効率的な財政運営に努力してまいりました。

2001年という21世紀の幕あけとしての本年度予算におきましては、厳しい財政状況にもかかわらず、藤岡市においても少子高齢化等の進展により社会福祉施策の一層の充実が求められ、かつ下水道事業や基幹道路などの社会資本の整備の遅れを取り戻し、生活環境の整備を行い、効率的な財源配分がなされるよう各種施策の選択を行ってまいりました。

以上のような考え方をもとに予算編成を行った結果、本年度の一般会計予算総額は210億円となり、前年度当初予算より28億1,400万円の増、前年比15.5%の増となりました。これは市民プールの建設事業、第一小学校体育館建設事業及び整備の遅れている都市計画道路等の整備を積極的に図っていくものであります。

それでは、本年度の主な事業や施策について申し上げます。まず第一の産業の振興としては、商業観光対策であります。起業志望者に情報通信、ソフトウェアデザイン等良好な事務環境を安価に提供するSOHOオフィスモデル整備事業を推進し、新規事業者を支援していきます。観光施設整備として、竹沼に身障者用も備えた公衆トイレの新設及び高速道路沿線に観光看板の設置をして観光・交流拠点性の強化を図ります。

第2に都市基盤整備としては、北部環状線・中上大塚線第3期部分の工事などを中心として、市道の拡幅・舗装・側溝新設や下水道の拡張及び上水道の石綿管更新事業を推進します。また、北藤岡駅周辺区画整理事業を推進し、高崎線北藤岡新駅設置に向けた施策を進めてまいります。

第3に生活環境整備として、藤岡多野衛生センターのし尿処理施設の基幹改修に着工し、安定した処理に努めてまいります。清掃センターではダイオキシン類測定業務の充実を図り、安全で安定したごみ処理を進めます。

第4として教育・文化の向上については、藤岡市の最大の文化遺産である古墳群や遺跡を将来にわたって保存し、文化の薫るまちづくりの基礎となる郷土博物館建設事業に着手

し、発掘調査を実施しております。また、多くの市民の念願である市民プールの建設に着工し、子供からお年寄りまで楽しめる健康増進型プールとして平成14年7月にオープンを目指しております。また、建設以来40年が経過し、老朽化した第一小学校体育館の建て替えを実施し、生徒の快適な学校生活を守ります。そのほか国民文化祭では、本市において、全国太鼓フェスティバルを11月4日みかぼみらい館で開催します。この記念すべき事業に備えて長胴大太鼓を購入し、太鼓文化の育成を図ります。引き続き開催される高校サッカーフェスティバルは、全国に藤岡市を大きくアピールしながら、文化とスポーツの発展に寄与していきます。

第5としまして市民福祉及び医療の充実であります。少子化対策として、乳幼児医療費の無料化対象年齢の引き上げにより就学前までを無料といたします。

第6としまして市民サービスの向上とIT関連事業については、市民課窓口を市民にわかりやすい総合窓口化し、4月からは日野地区、美九里地区公民館に窓口出張所を新設します。IT関係では、情報通信技術講習会を、希望者2,200人を対象に参加費無料で開催し、地域の情報化に積極的に取り組みます。

以上が平成13年度一般会計予算における主要な事務事業の概要であります。また、9の特別会計についてもそれぞれ所要の措置を講じたものであります。

本年は厳しい財政状況を引きずる中、21世紀スタートの年であり、本格的に動き出す大きな事業の第一歩を記す一年と位置づけます。昨年は長年の懸案でありました「ららん藤岡」の開業がありました。この「ららん藤岡」は多野藤岡はもとより、群馬県の玄関口として、さらに観光群馬の情報発信拠点として全国にPRしていく藤岡の核施設であり、順調に滑り出し、軌道に乗りつつあります。また、中国江陰市との友好都市提携を調印し、国際化へ向けた新たな一歩を踏み出しました。厳しい経済情勢が続く中ではありますが、今後も市民と行政が一体となって藤岡市の発展と市民生活の向上を図ってまいりたい所存であります。

以上、提案いたしました平成13年度藤岡市の予算に対する私の所信と大綱の説明といたします。議員各位におかれましては、特段のご配慮とご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては助役より説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（中村菊雄君） 助役。

（助役 柵木 孝君登壇）

助役（柵木 孝君） 詳細につきましては、助役から説明をさせていただきます。

予算の総額は、第1条で定めてありますように210億円で、前年度当初予算に比較しますと28億1,400万円で15.5%の増額となっております。次に、第2条の債務

負担行為であります。第2表のとおりプール建設事業費及び群馬県生活協同組合に対する大火災の場合の損失補償であります。次に、第3条の地方債であります。第3表のとおりプール建設事業外19件であります。次に、第4条の一時借入金であります。借り入れの最高額を20億円と定めたものであります。

それでは、歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。歳入全体の34.2%を占める市財政の根幹であります第1款の市税では71億8,849万2,000円を計上いたしました。この額は、前年度対比で1億335万3,000円の増額で、1.5%の増であります。主なものは個人市民税で20億4,225万5,000円、法人市民税で6億6,642万9,000円、固定資産税で36億9,998万7,000円、市たばこ税で3億4,868万3,000円、都市計画税で3億2,880万9,000円となっております。

次に、第2款の地方譲与税では2億3,801万8,000円、次に、第3款の利子割交付金では2億2,674万円、次に、第4款の地方消費税交付金では5億9,428万円、次に、第5款のゴルフ場利用税交付金では1億7,541万6,000円、次に、第6款の自動車取得税交付金では1億5,036万7,000円、次に、第7款の地方特例交付金では1億6,000万円、次に、第8款の地方交付税では33億5,000万円、次に、第9款の交通安全対策特別交付金では1,366万円、次に、第10款の分担金及び負担金では4億1,297万8,000円を計上し、その主なものは保育所入所児童運営費負担金であります。

次に、第11款の使用料及び手数料では2億8,083万9,000円を計上し、その主なものは市営住宅使用料及び清掃手数料であります。

次に、第12款の国庫支出金では13億7,629万9,000円を、第13款の県支出金では10億4,289万円を計上いたしましたが、いずれも国及び県の法令に基づく負担金、補助金、委託金であります。

次に、第14款の財産収入では4,053万2,000円を計上し、その主なものは各種基金の利子収入であります。

次に、第15款の寄附金では、存目として5,000円、次に、第16款の繰入金では、財政調整基金から12億4,740万1,000円の取り崩しを計上、次に、第17款の繰越金では3,000万円、次に、第18款の諸収入では20億8,328万3,000円を計上し、その主なものは各種貸付金の元利収入と国民年金印紙売捌収入であります。

次に、第19款の市債では、起債事業として認められるものは、その制度を活用し、23億8,880万円を計上いたしました。

続きまして、歳出について申し上げます。第1款の議会費では2億6,515万7,0

00円を計上いたしました。その中で、職員給与は改定分及び昇給分を合わせて計上してあります。これは各款共通でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第2款の総務費では39億213万4,000円を計上し、プール建設事業費、国民文化祭に伴う事業費、市民が利用しやすい市民課総合窓口の設置及び本庁舎に障害者用のトイレの設置事業費等市民サービスの向上を図りたいと思います。

次に、第3款の民生費では53億8,393万1,000円を計上し、少子化対策として乳幼児医療費の無料化対象年齢の引き上げにより就学前までを無料。国民健康保険事業勘定、介護保険事業勘定等の特別会計繰出金、高齢化対策の諸事業、障害者に対する事業等市民福祉の充実と向上を図りたいと思います。

次に、第4款の衛生費では20億4,811万7,000円を計上し、藤岡多野衛生センターのし尿処理施設の基幹改修負担金、多野藤岡医療事務組合負担金、水道管の老朽石綿管布設替えの水道事業会計出資金、ごみ対策で生ごみ処理容器購入費補助金の増額、清掃センターのダイオキシン類の測定強化、また特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金や合併処理浄化槽設置補助金及び公害防止などの環境対策。そして、健康づくりの推進のための各種予防、検診、保健事業を図り、快適な生活環境づくりに努力したいと思います。

次に、第5款の労働費では4億5,467万3,000円を計上し、勤労者住宅建設資金及び勤労者生活資金貸付に係る預託金等、労働者の生活及び労働環境対策にも配慮したいと思います。

次に、第6款の農林水産業費では5億9,785万1,000円を計上し、農業活性化の推進のための各種農業対策補助金、藤岡南部地区県営圃場整備費、上落合土地改良総合整備事業、美土里堰水環境整備費、各種農道及びかんがい排水整備のほか林道整備、間伐促進事業等により農林業の振興に力を注ぎたいと思います。

次に、第7款の商工費では6億4,755万1,000円を計上し、起業家支援策としてパソコン、インターネット等を備えた事務所を起業家に安く貸し出すスモールオフィス、ホームオフィス(SOHO)事業、観光施策として竹沼にトイレを新設及び観光看板の設置、金融対策として中小企業季節資金、中小企業設備近代化資金の融資の促進などにより商工業及び観光の振興を図りたいと思います。

次に、第8款の土木費では27億7,051万5,000円を計上し、市道112号、118号及び中・上大塚線、緑町線等の道路整備をはじめとして道路の新設、改良、舗装及び側溝整備、歩道のバリアフリー対策、そして下水道、北藤岡区画整理事業、公園緑地の整備により都市基盤の整備を図りたいと思います。

次に、第9款の消防費では7億7,810万2,000円を計上し、コミュニティ消防センター(第9分団詰所)の建設、防火貯水槽、消火栓の整備と防災訓練費及び広域組合

常備消防負担金、消防団運営費など、市民が安全で安心して暮らせる対策の充実を図りたいと思います。

次に、第10款の教育費では22億4,561万9,000円を計上し、学校教育では藤岡第一小学校体育館建設及び小・中学校の施設の改修工事により教育環境の整備を進め、あわせてスクールカウンセラー、心の教室相談員、登校拒否児童生徒指導員の配置、平成13年度より地域の方が学校運営推進の助言をする評議員制度の設置等により児童・生徒の健全育成に努めます。一方、社会教育については情報通信技術パソコン講習会を無料で2,200人を対象に開催、そのほか生涯学習及び公民館活動の充実を努め、さらに文化財保存整備では七輿の門周辺整備、毛野国白石丘陵公園史跡整備、水宮神社大ケヤキ樹勢回復事業により教育文化の振興を図る考えであります。

次に、第11款の災害復旧費、第12款の公債費、第13款の諸支出金、第14款の予備費につきましては、それぞれ所要の額を計上したものであります。

以上が平成13年度藤岡市一般会計予算の説明の要旨であります。

次に、議案第31号平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ42億8,689万6,000円で、前年度当初予算と比較しますと4億6万7,000円の増額で、前年対比10.3%の伸びであります。次に、第2条の一時借入金ですが、借り入れの最高額を2億円と定めたものであります。第3条の歳出予算の流用ですが、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合に、款内での流用ができると定めたものであります。

歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。第1款の国民健康保険税につきましては17億9,238万6,000円を計上いたしました。これは介護保険制度の施行に伴いまして、40歳以上65歳未満の介護納付金課税額1億525万1,000円を含むものであります。次に、第2款の国庫支出金につきましては15億926万7,000円を計上し、主なものは療養給付費等負担金を12億4,524万4,000円、調整交付金を2億6,402万3,000円と見込んでおります。第3款の療養給付費交付金につきましては5億6,115万7,000円を計上し、退職被保険者の療養給付費交付金を見込んでおります。第4款の県支出金と第5款の連合会補助金、第6款の共同事業交付金と第7款の財産収入につきましては、実績等により所要の額を計上したものであります。次に、第8款の繰入金につきましては3億4,092万2,000円を計上し、一般会計からの繰入金2億4,092万2,000円、財政調整基金からの繰入金1億円あります。次に、第9款の繰越金、第10款の諸収入につきましては、それぞれ所要の額を計上したものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。第1款の総務費につきましては、事務費等で3,066万5,000円を計上したものであります。第2款の保険給付費につきましては29億875万7,000円を計上し、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費と療養費、そして高額療養費、出産育児一時金、葬祭費であります。次に、第3款の老人保健拠出金につきましては10億1,242万7,000円を計上し、国保老人の社会保険診療報酬支払基金への拠出金であります。第4款の介護納付金につきましては、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分といたしまして2億6,354万7,000円を計上するものであります。第5款の共同事業拠出金につきましては4,376万8,000円を計上し、高額療養費共同事業拠出金であります。次に、第6款の保健事業費につきましては1,825万5,000円を計上し、保健衛生普及費及び健康づくり推進事業費であります。第7款の基金積立金、第8款の公債費、第9款の諸支出金につきましては、それぞれ所要の額を計上したものであります。第10款の予備費につきましては500万円を計上したものであります。

以上、提案説明といたします。

次に、議案第32号平成13年度藤岡市老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ44億1,160万円、前年度当初予算と比較しますと2億5,659万9,000円の増額で、前年対比6.2%の伸びであります。

歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。第1款の支払基金交付金につきましては30億8,772万8,000円を計上し、医療費の70%相当額となっております。次に、第2款の国庫支出金につきましては8億7,771万3,000円を計上し、医療費の20%相当額となっております。第3款の県支出金につきましては、2億1,931万3,000円を計上し、医療費の5%相当額となっております。第4款の繰入金につきましては、一般会計繰入金2億2,374万1,000円を計上いたしました。次に、第5款の繰越金、第6款の諸収入につきましては、それぞれ所要の額を計上いたしました。

続きまして、歳出について申し上げます。第1款の総務費につきましては488万円を計上いたしました。第2款の医療諸費につきましては44億661万8,000円を計上いたしました。次に、第3款の諸支出金、第4款の予備費につきましては、それぞれ所要の額を計上いたしました。

以上、提案説明といたします。

次に、議案第33号平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額は、第1条で定めてありますように、歳入歳出それぞれ21億9,693万5,000円で、前年度当初予算と比較しますと2億2,901万1,000円の増額で、前年対比11.6%の伸びであります。次に、第2条の一時借入金であります。借り入れの最高額を2億円と定めたものであります。次に、第3条の歳出予算の流用であります。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合に、款内での流用ができると定めたものであります。

それでは、歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。第1款の介護保険料につきましては2億6,345万3,000円を計上いたしました。これは第1号被保険者の保険料であります。今年度におきましては国の特別対策として、保険料の軽減分の4分の1を臨時特例交付金として平成11年度に交付されておりますので、本来の必要額の4分の3相当額となっております。

次に、第2款の分担金及び負担金では1,642万6,000円を計上いたしました。これは介護認定審査会を多野郡と共同で設置していることによる6町村からの負担金であります。

次に、第3款の国庫支出金では5億2,955万7,000円を計上いたしました。主なものは、介護給付費の20%を見込んだ国庫負担金4億969万円と調整交付金及び事務費交付金の国庫補助金1億1,986万7,000円であります。

次に、第4款の支払基金交付金では6億7,598万8,000円を計上いたしました。これは第2号被保険者の保険料で、保険給付費の33%相当分が支払基金より交付されるものであります。

次に、第5款の県支出金では2億5,605万7,000円を計上いたしました。これは保険給付費の12.5%が県より交付されるものであります。

次に、第6款の財産収入では1万5,000円を基金利子として計上いたしました。

次に、第7款の繰入金では4億4,543万8,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、一般会計からの繰入金は3億5,899万6,000円で、これは介護給付費の12.5%と職員の人件費等であります。また、基金繰入金として第1号被保険者の保険料の4分の1相当額の8,644万2,000円でございます。これは介護保険円滑導入基金から繰り入れするものであります。

次に、第8款の繰越金では1,000万円を計上いたしました。

次に、第9款の諸収入は所要額を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。第1款の総務費では1億3,250万8,000円を計上いたしました。これは職員人件費等で8,317万5,000円と介護認定費用4,639万6,000円であります。

次に、第2款の保険給付費では20億4,892万1,000円を計上いたしました。主なものは介護サービス費の19億7,054万8,000円で、これはホームヘルプサービス・デイサービス・ケアプラン作成費用、そして施設サービス費用であります。このほか支援サービス費で6,892万8,000円、その他諸費で478万9,000円、高額介護サービス等費で465万6,000円となっております。

次に、第3款の財政安定化基金拠出金では997万5,000円を計上いたしました。これは給付費に不足が生じた場合に、その資金の貸し付けを行う県の基金への拠出金であります。

次に、第4款の基金積立金、第5款の公債費、第6款の諸支出金、最後の第7款の予備費はいずれも所要の額を計上いたしました。

以上が説明の要旨であります。

次に、議案第34号平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条で定めてありますように、予算の総額は2,674万2,000円で、前年度当初予算と同額でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、歳入よりご説明申し上げます。第1款の県支出金につきましては493万4,000円を計上し、同事業の実施に伴い生ずる市町村の財政負担を軽減するための貸し付け助成金であります。第2款の繰入金につきましては523万円を計上いたしました。次に、第3款の繰越金につきましては、存目として計上したものであります。次に、第4款の諸収入につきましては1,647万8,000円を計上し、貸付金の元利収入などであります。

続きまして、歳出について申し上げます。第1款の公債費につきましては2,674万2,000円を計上し、元金及び利子の償還金であります。

以上が説明の要旨であります。

次に、議案第35号平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条で定めてありますように、予算総額は5億5,968万5,000円で、前年度当初に比較しますと350万1,000円の0.6%の減となっております。次に、第2条の一時借入金ではありますが、借り入れの最高額を1億円と定めたものであります。

それでは、歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。第1款の事業収入につきましては2億9,645万3,000円を計上し、内訳は小学校給食費収入1億8,354万8,000円、中学校給食費収入1億1,280万5,000円であります。次に、第2款の繰入金につきましては、一般会計繰入金として2億6,314万2,000

円を計上したものであります。次に、第3款の繰越金、第4款の諸収入につきましては、それぞれ所要の額を計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。第1款の総務費につきましては2億6,194万7,000円を計上し、人件費等の運営経費であります。次に、第2款の事業費につきましては2億9,673万8,000円を計上し、年間197日の給食用賄材料費であります。次に、第3款の予備費につきましては、所要の額を計上したものであります。

以上が説明の要旨であります。

次に、議案第36号平成13年度藤岡市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条で定めてありますように、予算の総額は10億5,640万9,000円で、前年度当初予算に比較しますと9,612万9,000円の増額で、10%の増であります。次に、第2条の地方債であります。第2表のとおり公共下水道事業外1件の市債であります。次に、第3条の一時借入金であります。借り入れの最高額を4億5,000万円と定めたものであります。

続きまして、歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。第1款の分担金及び負担金につきましては1,995万4,000円を計上し、受益者負担金であります。次に、第2款の使用料及び手数料につきましては1億3,397万4,000円を計上したものであります。次に、第3款の国庫支出金につきましては5,100万円を計上し、事業の実施に伴う負担金であります。次に、第4款の県支出金につきましては110万円を計上し、事業の実施に伴う補助金であります。次に、第5款の繰入金につきましては5億4,273万円を計上し、一般会計繰入金であります。次に、第6款の繰越金につきましては、所要の額を計上したものであります。次に、第7款の諸収入につきましては1,755万1,000円を計上したものであります。次に、第8款の市債につきましては2億8,710万円を計上したものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。第1款の公共下水道費につきましては6億1,179万6,000円を計上し、内訳といたしまして、維持管理費に1億1,742万円、建設費に4億9,437万6,000円であります。維持管理費の主なものといたしましては、県央処理場維持管理負担金等であります。また、建設費の主なものといたしましては、設計委託料、工事請負費、水道管及びガス管の地下埋設物の移設補償費等であります。次に、第2款の公債費につきましては4億4,361万3,000円を計上したものであります。次に、第3款の予備費につきましては、所要の額を計上したものであります。

なお、今年度の工事概要といたしましては、北藤岡駅周辺土地区画整理事業関連として管渠延長約175メートル。また、市街地の管渠延長約744メートル、整備面積約2.

5ヘクタール、接続可能世帯110戸を、6丁目、栄町、旭町、芦田町、小林、中栗須地区等に実施する予定であります。

以上が平成13年度藤岡市下水道事業特別会計予算の説明の要旨であります。

次に、議案第37号平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

この予算は、平成12年度から日野・高山地区において地域住民の生活環境の改善とあわせて自然環境の保全を図っていくことを目的に実施いたしました事業の特別会計予算でございます。予算の総額は、第1条で定めてありますように、歳入歳出それぞれ4,998万4,000円で、前年度当初予算と比較しますと16万8,000円の増額で、0.3%の伸びとなっております。本年度の浄化槽の設置予定基数は35基を見込んでございます。次に、第2条の地方債につきましては、第2表のとおり特定地域生活排水処理事業として2,380万円でございます。次に、第3条の一時借入金でございますが、借り入れ限度額を4,500万円と定めております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。第1款の使用料及び手数料につきましては、第1項の使用料として、浄化槽使用者から設置時に人槽当たり3万円のご負担をいただく金額として338万5,000円を計上してございます。第2項の手数料につきましては、浄化槽の保守点検費用を使用者からいただく金額として134万9,000円を計上してございます。第2款の国庫支出金では、浄化槽を設置する場合の国庫補助金として1,403万8,000円を計上してございます。第3款の財産収入では、減債基金からの収入として2,000円を計上してございます。第4款繰入金では、一般会計からの繰入金で655万8,000円を計上してございます。第5款の繰越金では10万円を計上してございます。第6款の諸収入では、預金利子及び雑入として75万2,000円を計上してございます。第7款市債では2,380万円を計上してございます。

次に、歳出について申し上げます。第1款の総務費では、臨時職員の賃金等で107万2,000円を計上してございます。第2款の施設費では、第1項の施設管理費として492万円、第2項の施設整備費として4,288万7,000円を計上してございます。第3款の公債費では70万5,000円を計上してございます。第4款の予備費につきましては、所要の額を計上したものでございます。

以上が平成13年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第38号平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条に定めてありますように、予算の総額は841万2,000円で、前年度予算と比較しますと73万円の減額で、率にして約0.9%の減であります。

歳入歳出予算について、歳入よりご説明申し上げます。第1款の分担金及び負担金では2,000円を存目として計上いたしました。次に、第2款の使用料及び手数料では602万3,000円を計上し、内訳といたしましては中倉・三友・芝平簡易水道の使用料であります。次に、第3款の繰入金では、一般会計繰入金で228万5,000円、第4款の繰越金で10万円、第5款の諸収入では2,000円を存目として計上したものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。第1款の総務費では、一般管理費で741万2,000円、次に第2款の予備費につきましては100万円を計上するものであります。

以上簡単であります。提案説明といたします。

次に、議案第39号平成13年度藤岡市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、第2条、予算の業務の予定量につきましては、給水戸数は2万250戸、年間総給水量は925万7,660立方メートル、1日平均給水量2万5,363立方メートルを供給する予定であります。主な建設改良費は、石綿セメント管の布設替え等の事業を行う予定であります。次に、第3条、予算の収益的収入及び支出の予定額につきましては、水道事業収益の収入総額として13億8,786万9,000円を見込み、内訳として営業収益13億7,486万1,000円、営業外収益で1,300万6,000円、特別利益で2,000円でございます。営業収益の内訳でございますが、水道料金収入で12億8,765万7,000円、受託工事収益で5,535万7,000円、加入金で3,050万2,000円等であります。また、営業外収益は賃貸料等であります。特別利益は、存目として計上しました。

続きまして、水道事業費用の総額として13億4,960万6,000円を計上しました。内訳として、営業費用は9億2,906万9,000円、営業外費用3億6,903万6,000円、特別損失として150万1,000円、予備費で5,000万円であります。

営業費用の主な内訳といたしまして、原水及び浄水費2億62万2,000円、配水及び給水費2億40万2,000円、受託給水工事費6,919万5,000円、業務費6,287万8,000円、総係費6,370万6,000円、減価償却費3億1,495万4,000円等であります。次に、営業外費用は3億6,903万6,000円で、主なものは企業債利息3億5,606万7,000円、消費税346万9,000円等であります。特別損失では、過年度損益修正損等で150万1,000円、予備費で5,000万円を計上いたしました。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入8億526万

5,000円を見込みました。内訳として、企業債4億7,800万円、石綿セメント管布設替えと水道水源開発施設整備費に伴う一般会計1億9,400万円、負担金で消火栓の一般会計負担金と工事負担金で9,826万5,000円、水道水源開発施設整備費国庫補助金3,500万円であります。次に、資本的支出では13億1,268万円を計上しました。内訳として、八ツ場ダム建設事業費の水道開発施設整備費1億2,554万8,000円、一般拡張費7,533万5,000円、設備改良費、これは石綿セメント管布設替え工事費7億1,534万9,000円、負担工事費9,826万7,000円、固定資産購入費76万6,000円、企業債の元金償還金2億9,741万5,000円です。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額5億741万5,000円は、過年度損益勘定留保資金で補填する予定であります。

次に、第5条予算の企業債の借入限度額、第6条予算の一時借入金の限度額、第7条予算の「議会の議決を経なければならない経費」、第8条予算の「棚卸資産の購入限度額」につきましては、所要の額等を定めたものであります。

以上簡単であります。提案説明といたします。慎重ご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号から議案第39号まで総括質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） まず、議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算のところで総括的に質疑をさせていただきます。

市長の方から提案理由の説明にもありましたとおり、非常に景気が低迷している中、財源確保が大変だというようなお話を伺いまして、全くこの辺で数字を見ておきますと市税にしても、地方譲与税にしても伸び率としては1.5%、1.6%ということで低いわけですけれども、その中で、説明でも聞いておりますがプールの建て替え事業、それから第一小体育館の建設事業等含まれているわけですが、15.5%前年よりも伸びているわけでございます。この中で、歳入の方で見ますと繰入金111.9%、それから市債が380%という形で伸びているわけですけれども、これを見ますと、要するに繰入金の場合は財政調整基金の取り崩し、それから市債は借金をするというので、これだけの積極的な予算を組んでいるわけですけれども、これからこのような景気の低迷した時代があと何年続くか、この辺についてはだれもが予想するのが非常に困難な状況であります。そういったときに、こういった財政調整基金を取り崩したり、借金をする。市債の場合は、これは毎年毎年返していかなければならないということで、この景気低迷が続いた場合に、一般会計を今後にわたって非常に圧迫するのではなからうかという懸念がされるわけです。

それから、昨日の市長の開会のあいさつにもありましたとおり、生活感動ということをしかりとらえてやっていくのだということで説明がございましたけれども、歳出の方で見ておきますと、非常に伸びているのが総務費の関係、それから土木費の関係、これは先ほど言いましたように、プールの建て替え、それから体育館の建て替えということであると思いますけれども、「生活感動」という言葉が我々の耳にまだなじんでいない。市長は常々申しておりますけれども、どういうことなのかなあというふうに我々自身考えてみますと、できたら民生費、こういったところに児童の問題ですとか、身障者の問題、そういった問題が民生費の中に計上されているわけですが、この民生費を見てみますと伸び率が3.3%ということであります。こういった中で、私が思うに、それは新しいプールができたり体育館ができたりすれば、一通りの感動はあるでしょうけれども、やっぱり立場の弱い人のためにいろいろな施策を講じてやっていくことが本来の生活感動につながるのではなかろうかと考えるわけでございます。そういった中で、この予算を組むに当たって、先ほども説明がありましたとおり、少子化の問題をとらえて乳幼児の医療の無料化については就学前までということですが、これは別に藤岡市に限ったことではなく、他市11市も同じようなことでありますので、藤岡市独自で生活感動を与えるためにこういった政策をこの予算に盛り込んだのだというものがあつたら、一つでも二つでも結構ですから教えていただきたい。

それから、歳入の方についてですけれども、先ほども申しましたとおり、財政調整基金を取り崩したり、市債ということで借金したりということで、今後非常にこのものについて財政調整基金は減る、それから借金は増えるということの中で、今後來年、再来年ということで一般会計を組んでいくのにも、大分いろいろな制約があると思うのですけれども、その辺の長期的な見通しをどういう感覚でとらえてこういった大型のものをしていくのか、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（中村菊雄君） 財政課長。

（財政課長 茂木政美君登壇）

財政課長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

まず1点、市債の関係でございます。本年度市債の借り入れ予算額で28億8,800万円、そういう形で組んでございます。そうした中で、平成13年度末の地方債残高見込み、トータル的には157億5,518万1,000円という見込みで見ております。その中で、今後そういった10年後推計的なものをしてございますが、その中で一番は今後の市債、例えば一つの例といたしまして、本年度はこういった大きな起債を組んでございますが、平成12年度は6億円ほどの起債でございます。今後15億円を10年間で借り入れをしたという想定の中で推計を持っているところでございますが、その中で今後平成

14年度以降15億円の市債の借り入れをした場合、平成22年度の10年後につきましても、現在の地方債残高156億130万円ほどの市債の推計ということで見ておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

もう一つ、財政調整基金でございますが、議員ご指摘のとおりたゞま財政調整基金は平成12年度末の見込みで33億円ほどございますが、本年度こういった取り崩しをしていきます。その中で平成13年度末の財政調整基金の見込みは20億数千万円という金額になるわけでございます。例年財政調整基金の取り崩しを行って当初予算を組んでおるわけでございますが、過去の例を見ますとみかほみらい館あるいはインターの中で財調を取り崩した経過がございますが、本年度も財政調整基金の予算の取り崩しをしなくても済む見込みと見ています。ただ、平成13年度につきましては大きな財政調整基金の繰り入れがございますので、この全額は取り崩ししなくても済むかというのは今後の地方交付税あるいは市税、また補正予算等の関係で、取り崩しのことにつきましては財政当局の中の考えでありますと、こういった取り崩しが半分ぐらいになればよろしいかなあ、そういったことで今後の平成14年度予算、そういった対応をしていかなければならないかなあと思っています。

以上で私の方で財政調整基金の関係、また地方債の関係の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（中村菊雄君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 議員の質問にお答えいたします。

平成13年度の予算が210億円という、藤岡市にしますと大きな予算でございます。しかし、昨年の予算は180何億でしたか、ちょうどらん藤岡ができて、そして谷間にあったかと思ます。大体190億円から200億円ぐらいが藤岡市の予算だと承知しているわけであります。そういう意味で、いろいろ財政課の精査をいたしまして、将来にわたってこういう形でこうだと先ほど申し上げましたように、シュミレーションもしたり、今年そうした形の中で少し市債が増えているわけであります。しかし、それは毎年こういう形の中で進めていくということは、やはり将来の財政を圧迫するということでございます。今年計画してきたプール、これが実現化に向けて実施に入ってくるということで、この事業が大事業になってしまうわけだし、また第一小の体育館もそういうことで老朽化が進んで何とかしてくれという話の中で進んできて、そしてまたプールについても急遽今の場所で開催していきたいということの決断をし、そしてこれは恐らく長い間市民の皆さん、特に子供を持つ親がプール建設に向けては今始まったことではないと思ます。そして、せっかくつくるなら健康型の通年プール、これがいいだろうということでご理解いた

だいてしたわけであり、これは最も藤岡市としても懸案でもございます。そういう谷間に来ていたものが一挙にこのところで大型の予算になったということもひとつご理解いただきたいと思います。将来にわたって財政調整基金とかそういうものもあるのですけれども、先ほど課長の方から申し上げましたように、毎年財政調整基金を8億円なり10億円ぐらいは取り崩しながら、最終的には元に戻せるような形の補正ができるような形で今来ておりますので、その辺はそうした形の中で、半分ぐらいは戻せるかなあ、こういうふうにも思っているところでございます。そうかといって来年も再来年もそういうことで大型の予算を組むということではない、そうした必要に応じたときにそうした形の中で行く。

またもう一つ、生活感動のあるまちにふさわしくないようなご指摘もございますけれども、私はそうした形のもを整えながら、また一昨年から今年にかけてららん藤岡にかなりお金をつぎ込んでまいりました。昨年はそうした形の中で補正をお世話になり、そして生活環境整備をとにかく住民皆さん方、区長さんから非常に陳情が多くて、どんどんその要望されたものがたまってしまう。これを何とか解決して住民に密着した生活環境を整えるべきだろう、こういうことで今そこに力を入れておるところでございまして、今年の当初予算ではそうしたこともお願いして予算の計上をさせていただいた、こういうことでございます。決してご指摘されるようないろいろなバランスをとってやっていかなければならないけれども、民生費の伸び率が少ないのではないかというご指摘もございますけれども、主要な施策は講じているつもりでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長（中村菊雄君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） ちょっと言葉がうまく伝わらなかったのかなあという気もするのですけれども、生活感動にふさわしくないということを言ったつもりはないのですね。プールをつくったり、小学校の体育館を直したり。この小学校の体育館については、かなり老朽化しているわけですから、こういうものが直ってくるということについては、それを使用している生徒たちについては、感動はあるのではなからうかと思うのですが、この民生費関係、それからそのほかにもいろいろとありますけれども、まず生活感動ということについて、所要のものを計上してありますとはいうものの、こういった形で取り組んでいるのだという具体的なものについて、もしお答えいただけるのであれば幾つでも結構ですからお願いしたいということでありました。先ほど三好議員の方から質問がありましたとおり、廃棄物等減量推進委員会の方に例えば日当を500円払う、それだけでいいのかというような議論がなされたかと思うのですけれども、例えばそういう方たちを表彰するとか、その人たちに目を向けて、お金を使えばいいということではなく、ただそういう人たちにやさしい言葉をかけてあげるとか、そういうことでもいいのかと思うのですよね。だから、別にお

金が3.3%の伸び率だから全くないということを否定しているわけではなく、こういつた中で生活感動、生活感動ということを常日ごろおっしゃられているので、どういう配慮をしてその生活感動を得る努力をなさっておられるのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

それから、本年度の事務事業等を見ておりますと、商店街のイルミネーションに始まって公立藤岡総合病院の発掘調査、その他にもカウントダウン事業等、要するに当初予算に盛り込んでいなかったもの等が予備費を使ったりという形で事業がなされてきました。9月から10月にかけて、また10月から11月、12月という形で予算組みをしていくわけですから、1年半も先のことになるとなかなか想定がつかないということはわかりますけれども、やっぱり想定できるものは想定できると思うのですよね。今年は21世紀初めでの予算を組むわけですから、この中で藤岡まつりだとか、そういうイベントを通して21世紀の記念事業等いろいろなものが出てくる可能性もなきにしもあらずだと思うのですけれども、不測の事態を想定したりだとか、それからこの事業についてこういうことで計画をしているのだけれども、まだ具体的ににならないからということで予算計上しないのではなくて、もしそういう予定があるのであれば政策調整費ですとか、そういう形の項目を設けていただいて、例えば21世紀事業としてこういう事業を計画しているのだ、だけど概要は決まっているのだけれども、要するに商店街の人だとか、または青年グループの人だとか、そういうところと協議を進めていかないと具体的な予算が出ないので、とりあえず500万円、とりあえず1,000万円計上しておきますよ、だけどこれはお祭りだったらお祭りの1カ月前にはきちんとその辺の予算を明確にしますよとかという形で、計画的にやっていただければ、予備費を使って慌ててやらなくてもいいような感があるわけです。この予算を組むに当たって、その辺の基本姿勢についてどういうお考えがあるのかお伺いして、2点目の質問といたします。

議長（中村菊雄君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） お答えをさせていただきますけれども、先ほど来説明の中で、いろいろな説明が具体的にあったわけですね。そういうものを見てもらえばわかると思いますけれども、私はお金を使って生活感動のあるまちということより.....。

（吉田議員より「お金は使わなくてもいい部分もあるということを行っていますよ。だから、目玉は何ですかということです。」の声あり）

目玉はこれからいろいろな形でこの事業を通じてそういうものができてくると思いますよ。これだけの事業をやっているのですから、それ相当にそれぞれの分野にそれぞれの措

置をしてあるはずですから、これがどういうことでそういうことを申し上げるのかわかりませんが、これは本年度21世紀のスタートにいろいろなことを盛り込んでいます。そういうことでこの平成13年度の予算を組んでいる。先ほど来説明しているとおりであります。

追加予算の問題等もいろいろご指摘ございますけれども、しかし時代は1年経てば少しは環境もまたいろいろ変わってくる。どうしても追加予算も必要になってくるし、どこの都市を見てもそうした形の中で予算運営をしている、こういうこともありますし、昨年も暮れ方とか、あるいはカウントダウンをやりました。これは市民の皆さんには非常に感動を与えていると思います。今年もそれはやってほしいということで、わずかな予算かもしれませんが、それを追加して組んであると思いますし、そういうものを一つ一つ重ねてまちづくりをし、そして普段生活していて、あれこんな所に、例えばスマレの花が一つ咲いていても、そういう形の中では、そういう環境づくりができたときに感動を与えるというふうに思います。再発見だと思います。だから、事業をやることによっていろいろな再発見ができて、感動がそこに生まれてくると思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君）他に質疑ございませんか。笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君）先ほど市長の方から予算的な21世紀型の説明がありました中、今ご答弁の中にもお話があったように、お金をかけなくても感動のあるまちはできるのだということ、大変感銘を受けた次第でございます。

その中で、21世紀型予算を組んでいくときに、この予算は何のために使われていくかというのが、市民社会福祉の向上のために必然的に全体のバランスを見て予算を組んでいただいた。この後予算特別委員会の方で私たち議会の方も執行部の方々と意見等を重ねながら、議論しているのとチェックしていきたいなあと私は考えているわけなのですが、そこで市長にお聞きしておきたいのですが、これだけの予算というものを市民に総花的にばらまくのではなく、それぞれのいろいろな形の中でここは重点的に配分していかなくてはいけないという中で、やっぱり市長は市民のためを思って組んでくれた予算だと私は思っております。その中、私たち議員自身も市民の代表でありますし、また市民でもあるわけでございます。そんな中、大変重要な21世紀初頭の千年紀の始まりの初めての予算でございますので、慎重審議を重ねていきたいなあとと思います。市長もこの間から言っておりますように、やっぱり議論を重ねていくべきだというお話を私も聞いて感銘を受けておりますので、そこで市長の方に一言お言葉をいただきたいというか、市長の解釈を聞いておきたいのですけれども、予算審議をするに当たり市長の方で藤岡市議会というこの組織構成をされている団体をどういう解釈をされているかお聞かせいただきまして、私

の質問を終わらせていただきます。

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午前2時50分休憩

午前2時55分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村菊雄君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） それでは、お答えさせていただきます。

市長にということでございますけれども、質問の内容が非常に漠然としておりまして、どういう答えを出したらいいのかということに迷うわけなのですが、予算議会の中での執行機関と、それから議会との役割ということかなあというふうに思うのですが、市長の場合は法律で予算編成権というのがありまして、ご存じのとおり予算を編成して議会に提出します。市長も市民の代表ですけれども、議員も市民の代表ということになっているかと思えます。したがって、議員にその予算編成したものを審議していただいて、意見を聞いて、最終的には議決をしていただく、そういう制度になっているわけですね。そういうことで、私が申し上げるまでもなく議員の方がご承知の制度でございますので、そういうことをお答えすればいいのか、もっと違う意味のことなのか、ちょっとはっきりしないのですが、一般論として言えば、あとは憲法だとか、自治法に定められている、あるいは地方議会が一般的には大統領制をとっていると言われてはいますが、そういう関係にあるというような答えしかできないわけなのですが、よろしく願いいたします。

議長（中村菊雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号から議案第39号までの10件については、議員全員の構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。

（「休憩」の声あり）

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午前2時58分休憩

午前2時59分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村菊雄君） よって、議案第30号から議案第39号までの10件については、議員全員の構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議員全員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員全員を予算特別委員に選任することに決しました。

副議長と交代のため暫時休憩いたします。

午前3時1分休憩

午前3時2分再開

副議長（新井雅博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9 議員提出議案第1号 藤岡市議会委員会条例の一部改正について

副議長（新井雅博君） 日程第9、議員提出議案第1号藤岡市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者中村菊雄君の登壇を願います。

（20番 中村菊雄君登壇）

20番（中村菊雄君） 副議長より登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第1号藤岡市議会委員会条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

常任委員会の数については、現在本市議会においては4常任委員会制をとっております。常任委員会制度は議員を構成員とする合議制の議会が広範多岐にわたり、しかも専門化していく市の事務を合理的、能率的に調査、審議するために設けられております。当市議会におきましては、議会改革検討委員会、全員協議会等で検討を進めてまいりました。各委員の多様な意見の反映、信頼を得るに至る合議体の意思決定、さらに審査機能の強化のた

めには、相当の委員数が必要であることから、3常任委員会とするものであります。委員会名は総務常任委員会、経済建設常任委員会、教務厚生常任委員会とし、所管についてもバランスを配慮し、市民の期待にこたえる議会運営を行うために改正するものであります。

また、議会運営を円滑にするため、議会運営委員会の定数7人を8人に改めるものであります。

次に、第21条中の文言「法令または条例」を「法律」に改めるものであります。

この条例は、平成13年5月1日から施行するものであります。

以上簡単ですが、提案理由の説明にかえさせていただきます。議員全員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

副議長（新井雅博君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第1号藤岡市議会委員会条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（新井雅博君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

第10 議員提出議案第3号 藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について

副議長（新井雅博君） 日程第10、議員提出議案第3号藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者中村菊雄君の登壇を願います。

（20番 中村菊雄君登壇）

20番（中村菊雄君） 副議長より登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第3号藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により、地方分権はいまや実行の段階を迎えることとなり、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割はますます重要なものとなっております。このような状況下において地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、会派に対する調査研究費を助成し、調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における政務調査費の条例化が、地方自治法の一部改正において義務づけられました。その主なものは、支給の根拠及び調査研究活動のための経費、支給対象、交付対象、額及び交付方法等の明確化、収入及び支出の報告書を提出するものとされ、その用途の透明性の確保が求められております。この条例施行は、平成13年4月1日であります。

以上のことから、本条例を提出した次第であります。議員全員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

副議長（新井雅博君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（新井雅博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第3号藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(新井雅博君) 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長交代のため暫時休憩いたします。

午前3時11分休憩

午前3時12分再開

議長(中村菊雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11 議員提出議案第4号 藤岡市議会事務局条例の一部改正について

議長(中村菊雄君) 日程第11、議員提出議案第4号藤岡市議会事務局条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者塩原吉三君の登壇を願います。

(19番 塩原吉三君登壇)

19番(塩原吉三君) 議長より登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第4号藤岡市議会事務局条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治体においては、時代の推移の中で機構改革等の見直しをせざるを得ない状況において、本市議会においても条例の見直し等検討を行った結果、一部条例改正することが事務の対応に最適と考え、藤岡市議会事務局条例第2条第1項に「事務局に事務局長、次長、係長及びその他の職員を置く」を地方自治法及び準則に基づきまして「事務局に事務局長、書記その他の職員を置く」となっております。書記その他の職員とは、次長及び係長も含まれているため重複となり、削除し、改正をお願いするものであります。なお、次長を課長に名称変更は、規則にて改めるものとする。

以上簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。議員全員のご賛同をお願い申し上げます。

議長(中村菊雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

23番(吉田達哉君) ただいま提案されました議員提出議案第4号でございますけれども、長年このような形で事務局に次長、係長及びということで、次長職、また係長職という形の中で置いてまいりました。その中で、今まで弊害があったわけではなく、これをなぜゆえに

今名称変更等をするのか、どういった不都合が生じたのか、その辺についてご説明をいただきたいと思います。

議 長（中村菊雄君） 塩原吉三君。

- 1 9 番（塩原吉三君） ただいま朗読申し上げましたとおり、国の準則に基づき事務局に事務局長、書記、その他の職員を置くという説明を申し上げましたとおりでございます。

議 長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午前3時17分休憩

午前3時19分再開

議 長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（中村菊雄君） 吉田達哉君。

- 2 3 番（吉田達哉君） ただいま塩原議員の方から、国の準則に従ってということなのですが、その準則が新たに制定されて、それに伴ってということであればわかるのですが、今までもその準則があったわけですよね。ここへ来て、今まで何ら問題がなかったわけですが、急にその文言を変えるということになりますと、何か不都合があったのかなあというような感がいたしましたので質問いたしましたので、その点についてわかる範囲で結構ですから答弁をしていただきたいと思います。

議 長（中村菊雄君） 塩原吉三君。

- 1 9 番（塩原吉三君） 先ほど申し上げましたとおり、準則に基づいてということの中で、今ご指摘されていることは、何か不都合があったかということでは、議長と次長という名称が大変紛らわしいという中におきまして、このたびの名称の変更を皆さんに提案させていただいているということでございます。次長と議長の名称が、あまりにも紛らわしいということでございます。

以上です。

議 長（中村菊雄君） 吉田達哉君。

- 2 3 番（吉田達哉君） 今名称が紛らわしいのでということで、確かに次長と議長というと、電話などの対応でも判断がしづらいということはよく承知できますけれども、例えばその電話においても中村議長、それとか今現在であれば田島次長、そういう場合に苗字をちゃんとつけていただければ、その辺も解消できるかなあと思うわけでございまして、あえて変える必要はないのかなあという感がいたします。

以上でございます。

議 長（中村菊雄君） 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第4号藤岡市議会事務局条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立多数であります。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

休 会 の 件

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。議事の都合により3月3日から11日までと、13日、15日の11日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、3月3日から11日までと、13日、15日の11日間休会することに決しました。

散 会

議長(中村菊雄君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前3時22分散会